

令和8年5月7日

導入促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

海上運送法（昭和24年法律第187号）第39条の27第2項の規定に基づき、導入促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社日本政策投資銀行が導入促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1) 変更事項

| 営業所又は 事務所の名称 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|-----------------|-----------------|-------------------|----------|
| 北陸支店 | 石川県金沢市広岡三丁目1番1号 | 石川県金沢市広岡二丁目12番24号 | 令和8年5月7日 |

(2) 変更の理由

店舗移転のため